

東京都知事小池百合子殿

要請書

どんぐり公園周辺を考える会

。私たちは、杉並区西荻北4丁目38～40で生活している住民です。毎年道路の下水による内水氾濫の被害を受け、2005年にはその内水氾濫を起因とした善福寺川の氾濫も経験している立場と、善福寺川上流調節池計画(仮)において計画対象地域として立ち退きを求められている地権者としての立場から善福寺川上流調節池計画(仮)の事業計画に対して以下5つの要請を申し上げます。

<要請1>

本計画は、2023年8月東京都が関連地域住民に素案として告知されましたが、それ以降今日までその説明は住民にとって丁寧な説明が尽くされているといえません。特に、この計画では立ち退きを強いられる地権者に公聴会(聴問の機会)が提供されていないばかりか、都市計画審議会でも立ち退きや収用について全く審議されていません。住民の財産権を侵害するにもかかわらず、住民に「告知・聴問の機会」を与えることなく唐突に事業を実施しようとしています。私たちはこの計画が憲法31条及びそれに基づく都市計画法・河川法に定められた「適正手続」を経ておらず、2024年2月の計画決定は違法であると考えます。従って、善福寺川上流調節池計画の計画決定の見直しを要請します

<要請2>

私たちは毎年近隣の道路の下水による内水氾濫で多くの被害を被っています。2005年にはこれが善福寺川の氾濫を引き起こす要因となっているにもかかわらず、東京都は氾濫要因への検討を怠り、善福寺川上流調節池計画を中核事業とした水害対策を推進しようとしています。この善福寺川流域の水害の問題を解決するには、大雨時の武蔵野市からの下水流入を含めた総合的流域治水を計画することが不可欠です。現在の計画に下水計画も含めた総合的流域治水事業への見直しを要請します

<要請3>

現計画は工事費1000億円超の工事費と約15年以上の工事期間を必要としています。その規模設定が公共事業としての費用対効果として適正かどうかの懸念が出ており、それに対して東京都は関連の情報を公開していません。直ちに事業計画関連情報を公開し事業のB/Cを明らかにすることを要請します。

<要請4>

本計画における工事方法はシールド工法を前提に計画されているとしか思えません。シールド工法は近年様々な事故を発生しており、工事期間の環境破壊と住民健康被害は計り知れないものが想定されます。国交省では令和5年「グリーンインフラ推進戦略」を発表し流域治水の新たな施策転換を提案しています。にもかかわらず、最近の都の委員会質疑で善福寺川の水害の原因究明と調査計画のシミュレーションが不十分であることが判明しています。善福寺川は都市の中小河川で独特の形状をしており、水害発生の仕方も個別の特徴があります。再度、水害原因究明調査により適正な規模と工法への計画の見直しを要請します。

<要請5>

この地域の自然環境は武蔵野台地のへりに位置して崖線と巨木が残され、そのへりからはいまだに湧水が湧き出ています。近年は、巨木を残す住民運動が契機となり「坂の上のけやき公園」が建設され、井荻公園内には住民の管理運営する「野草園」も設立されています。そして、この地域に隣接し校内に善福寺川が流れる井荻小学校では、川の清掃活動と自然観察活動が全校的に20年にわたり継続して行われ、この地域環境が学習環境として育まれています。本計画により公園の一部と貴重な湧水施設が失われ、巨大管理棟と取水口建設によりこの地域の自然環境が破壊されます。現状の自然環境が保全され、住民が次世代に誇れる計画として納得できる計画への見直しを要請します。

私たち住民は、この事業が善福寺川流域の治水安全や環境保全に貢献するものであることを期待していますが、現在の計画による事業実施は私たちの生活環境と財産権を侵害するばかりでなく次世代に負の遺産を残すことになると思います。今なすべきことは住民への東京都の真摯な情報開示と現行計画の見直しです。

以上、ご理解をいただきこの要請書に対しての明確なご回答をお願い申し上げます。

尚、この要請書についての問い合わせは「どんぐり公園周辺を考える会 代表世話人山口泰」まで書面でお願いいたします。送付先は下記のとおりです。

●郵送 〒167-0042 杉並区西荻北 4-40-6 ●メール yamaoto@jcom.home.ne.jp

回答は2025年1月31日午前12時までをお願いいたします。

以上